

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 職員の期末手当の支給率の引下げ及び規定の整理を行うため、
条例の一部を改正するものである。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和32年10月国立市条例第11号）の一部
を次のように改正する。

第5条の2第7号中「勤労者財産形成促進法」の次に「（昭和46年法律
第92号）」を加える。

第15条第2項の表中「100分の112.5」を「100分の
107.5」に、「100分の122.5」を「100分の117.5」に、
「100分の92.5」を「100分の87.5」に、「100分の
102.5」を「100分の97.5」に、「100分の82.5」を
「100分の77.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を
「100分の107.5」に、「100分の92.5」を「100分の
87.5」に、「100分の82.5」を「100分の77.5」に、
「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の
122.5」を「100分の117.5」に、「100分の102.5」を

「100分の97.5」に、「100分の80」を「100分の77.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年3月1日を基準日として支給する期末手当に限り、改正後の第15条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項の表3月期の割合の欄中「100分の25」とあるのは「100分の15」と、同条第3項中「100分25」とあるのは「100分の15」と、「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。